

# 令和7年度群馬県ひきこもり支援のための 広域的居場所づくり事業 企画提案要領

## 1 業務の名称

令和7年度群馬県ひきこもり支援のための広域的居場所づくり事業

## 2 業務の趣旨・目的

ひきこもり状態にある方にとって「居場所」は社会参加をするための第一歩となるが、各人が参加しやすい居場所は様々（年代、性別、活動内容等）であり、とりわけ居住する市町村を避けたい心理が働く傾向があるため、県内どこからでも参加可能な居場所の設置が必要です。

そこで、県では、居住する市町村に限らず対象者を受け入れる広域的な居場所を設置し、当事者やご家族の様々なニーズに応えるとともに、地域の行政や民間団体の支援者同士がつながり、ネットワーク構築することで、地域のひきこもり支援力を高め、支援につながりやすい環境づくりを目指します。

つきましては、本事業を委託する事業者を選定するため、以下の要領で事業提案を募集します。

## 3 業務の内容

別添仕様書のとおり

県内を4地域に分けて、それぞれ支援を行うため、応募にあたっては、希望する地域を選択してください。

なお、同一地域内の2事業者は、それぞれ別の事業者とします。ただし、同一の事業者が、複数地域においてそれぞれ1事業を受託することができます。

## 4 見積上限額

1事業者1地域あたり440,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

## 5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 6 応募資格

- (1) 群馬県内に活動拠点を置いている特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、公益性のある民間団体。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (6) 提出日現在において、いかなる公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社等）からも指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 事業受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。

- (9) 事業遂行に当たって、経理処理や事業報告などを県の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。

## 7 スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和6年12月26日(木)  
(2) 質問受付 : 令和7年1月31日(金) 17時まで ※詳細は、「8 質問受付」参照  
(3) 応募締切 : 令和7年2月7日(金) 正午まで必着 ※詳細は、「9 応募の手続き等」参照  
(4) 審査 : 令和7年2月18日(火) 13時30分開始  
(プレゼンテーション)  
(5) 結果通知 : 令和7年3月7日(金) (予定)

## 8 質問の受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問方法 : 別紙1に質問を記載し、電子メールで提出してください。  
(2) 提出期限 : 令和7年1月31日(金) 17時まで  
(3) 提出先 : 「13 問合せ先」に記載のとおり  
※件名を「応募事業者名/群馬県ひきこもり支援のための広域的居場所づくり事業(質問)」としてください。電子メール送信後に必ず電話にて提出の旨連絡してください。  
(4) 回答 : 質問受付日から原則として、土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開します。  
(事業者名は公表しません。)

## 9 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

### (1) 提出書類及び部数

- ア 企画提案書表紙(別紙2) 【5部】  
イ 企画提案書本体(別紙2-1、別紙2-2) 【5部】  
別紙2-1 委託内容の項目に沿った具体的な実施方法および実施体制の提案  
別紙2-2 支出計画書  
上記に加え、資料を追加することも可能とする。  
ウ 法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては  
代表者の身分証明書の写し 【1部】  
エ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(別紙3) 【1部】  
オ 課税(又は免税)事業者届出書(別紙4) 【1部】

### (2) 提出方法等

- ア 提出方法 持参又は郵送による  
イ 提出期限 令和7年2月7日(金) 正午必着  
ウ 提出先 「13 問合せ先」に記載のとおり

### (3) 応募書類の取扱い

御提出いただいた提案書類は、返却できませんので御了承願います。

なお、当該書類は、本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。

#### (4) その他の事項

応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。

### 10 審査

#### (1) 審査方法

県において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに審査会で評議を行い、審査をします。

- ① 1事業者あたりのプレゼンテーションの時間は概ね20分程度とします。(説明10分、質疑10分)
- ② プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者あたり3名までとします。

#### (2) 優先交渉者の選定方法

審査結果に基づき、地域ごとに、評価点の合計が高い事業者2団体を優先交渉者として選定し、速やかに書面にて全応募者に結果を通知します。

#### (3) 選定基準

提案事業については、概ね以下の選定基準に基づき審査します。

##### ア 事業全般

- (ア) 今回の支援事業に関する考え方は、本事業の目的と合っているか
- (イ) 見積金額に妥当性があるか
- (ウ) 事業執行に十分な体制があるか
- (エ) 団体の持っている知見や能力を活かした事業展開となっているか

##### イ 事業詳細

- (ア) 居場所が当事者及び家族の気持ちを受け止め、利用者が安心できる場となるよう工夫しているか。
- (イ) 居場所での活動は、レクリエーションをはじめ軽作業、個別相談、就業体験など、内容が充実しているか。
- (ウ) 相談内容に応じて適切な窓口へつなぐ、同行支援を実施するなど、適切に支援する体制が整っているか。

### 11 契約

- (1) 優先交渉者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な内容及び委託金額については、県との交渉で決定します。
- (2) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。
- (5) 契約書には、「個人情報取扱特記事項」(別添参照)の内容が含まれますのでご注意ください。

### 12 重要な留意事項

本事業は、当初予算の成立を前提として公募するものです。優先交渉者が決定しても、当初予

算が成立しなかった場合や、予算に変更が生じた場合等において、事業を中止または変更することがあります。事業が中止となった場合においては、優先交渉者として決定していても契約は行いません。そのことを承諾した上で応募してください。なお、事業の中止または変更となった場合において、応募事業者に損害が生じたとしても群馬県こころの健康センターは補償しません。

### 13 問合せ先

〒379-2166

群馬県前橋市野中町368

群馬県こころの健康センター 相談援助第二係

電話：027-263-1166      F A X：027-261-9912

E-mail：kokoro@pref.gunma.lg.jp